

協議第1号

合併の期日の変更について

合併の期日を、平成17年3月1日から平成17年4月1日に変更する。

平成16年5月15日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会長 服部 幸道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 合併の期日
調整の内容	合併の期日は、平成17年4月1日とする。

【提案理由】

合併特例法改正法案は、平成17年3月31日までに知事に合併を申請し、平成18年3月31日までに合併した市町村についても現行合併特例法の適用を受けられるとする内容である。この改正に伴い、年度途中の合併を避け、平成17年4月1日を合併の期日とするもの。